

二地域居住・関係人口に係る 特別交付税措置等について

総務省 地域力創造グループ
地域政策課・地域自立応援課・地域情報化企画室

自治体が実施する二地域居住・関係人口施策への支援（特別交付税措置）

総務省では、都道府県・市町村が実施する以下の経費に対し、特別交付税措置を講ずることとしている。

- 地方自治体が発行する二地域居住・関係人口施策に要する経費（措置率0.5×財政力補正）
- 「二地域居住コーディネーター」の設置に要する経費（1人当たり500万円上限（兼任の場合40万円上限））

情報発信

- ★二地域居住希望者等に対する情報発信に係る財政措置
 - ・相談会、セミナー等の開催に要する経費
 - ・関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費
 - ・各地方自治体のホームページや東京事務所等における情報発信に要する経費
 - ・コワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費
 - ・二地域居住等の促進のためのパンフレット・プロモーション動画等の制作に要する経費
 - ・二地域居住者等の登録のためのシステムの構築・維持に要する経費
- （※1）等

相談窓口の設置

- ★二地域居住希望者等が地域での具体的な生活等の相談ができる窓口の設置に係る財政措置
- ・地域内の相談窓口の設置に要する経費
- ・都市部等の地域外での相談窓口の設置に要する経費

コーディネーターによる支援

- ★二地域居住希望者等に対する情報提供や相談対応等を行うコーディネーターの設置に係る財政措置
- ・二地域居住・関係人口に関する施策の企画・立案・実行の支援
- ・二地域居住希望者等への情報提供や相談対応、円滑な地域生活への支援
- ・「デュアルスクール」・保育園留学における児童生徒の円滑な就学・保育の支援
- ・地域留学の支援（※4）等

きっかけづくり

- ★二地域居住を検討する上での不安・懸念を軽減、払拭することを目的とした体験の実施等に係る財政措置
- ・「二地域居住体験ツアー」等の実施に要する経費
- ・地域留学のプログラムづくりに要する経費
- ・「デュアルスクール」や保育園留学のプログラムづくりに要する経費
- ・移住体験住宅・サテライトオフィス・コワーキングスペース・ワーケーション施設の整備に要する経費（※2）
- ・地域住民との交流機会やプログラムの実施に要する経費
- ・地域のファンクラブの設置に要する経費
- ・二地域居留意識動向の調査に要する経費 等

受入環境の整備

- ★二地域居住希望者等の就職や兼業・副業の支援又は住居支援に係る財政措置
- ・二地域居住希望者等に対する就職や兼業・副業の支援、住居支援（空き家バンクの運営、住宅改修への助成）（※3）等

（※1）二地域居住者等の登録のためのシステムの構築に要する経費であって、デジタル活用推進事業債（仮称）の対象とならないものについては、本特別交付税措置の対象となる。

（※2）民間事業者が実施主体となる整備は新築する場合を除く。地方自治体が発行する整備は地域活性化事業債の活用が可能である。なお、地域活性化事業債の対象経費については、本特別交付税措置の対象とはならない。

（※3）二地域居住者の交通費への支援等の現金給付は対象外。

（※4）地域外からの学生の受入れを主たる目的としたものに限る。学校魅力化を主たる目的としたものを除く。また、当該地方自治体の地方創生総合戦略等の計画に位置付けられたものに限る。

（※5）二地域居住・関係人口施策については、移住・定住対策と一体的に実施することもある。二地域居住・関係人口施策を主たる目的とする事業の場合は、二地域居住・関係人口施策に係る特別交付税措置、移住・定住対策を主たる目的とする事業の場合は、移住・定住施策に係る特別交付税措置として算定する。

「ふるさとと住民登録制度」の創設について

- 「地方創生2.0」の実現に向けた取組として、「関係人口」に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録できる「ふるさとと住民登録制度」の創設に向けて検討中。
- 「関係人口」の地域との関わり方には、消費活動等による地域経済への貢献や、ボランティアや仕事を通じた地域の担い手としての貢献など、それぞれのスタイルに応じた様々な形がある。
- できるだけ多くの方々に地域を応援していただけるよう、誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、また自治体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みの構築を目指す。

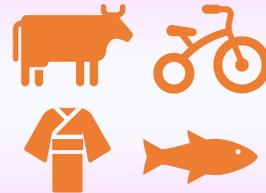
目指す姿のイメージ



ふるさと住民アプリ
(登録証表示)



地域経済の活性化



特産品購入
ふるさと納税



観光リピーター

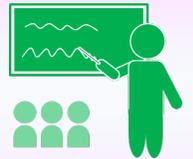
地域の担い手確保



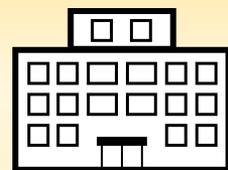
ボランティア
副業



二地域居住



ふるさとと住民への情報提供や 行政サービス等の提供



活動に役立つ各種情報を発信



ふるさと住民特典として
行政サービス等を提供



(参考) 関係人口の取組事例

地域経済の活性化

① 特産品購入・ふるさと納税

宮城県気仙沼市「気仙沼ファンクラブ」

取組概要 : ふるさとの近況を知ってもらうこと、気仙沼ファンになってもらうこと等を目的とするもの

対象・条件 : 市外在住者（気仙沼市出身者を含む）、会費無料

会員数 : 21,807人（令和7年3月31日時点）

特典 : ○メールマガジン（ふるさと納税の案内等）の配信
○会員証提示による店舗特典
（各種店舗での割引、美術館等の入館料割引 等）



② 観光リピーター

新潟県南魚沼市ほか「帰る旅」

取組概要 : 何度も、ある地域へ、ある場所へ通う旅。
「場としごと」を共有することで、地域の人たちとの関係性を育み、「帰る場所」となることを目指すもの

特典 : 宿の手伝い等を実施すれば宿泊料免除



Kaeru-Tabi-Project

地域の担い手確保

③ ボランティア・副業

岐阜県山県市 山県市×株式会社Specialist Entertainment社員

取組概要 : 山県市と契約を締結した企業の社員が、IT企業におけるプロジェクト進行管理、マネジメント経験を活かし、山県市商工会議所の業務効率化に向けてITツールの導入等による業務サポートを実施するため、月に数回勤務（副業）するもの。

対象・条件 : ○企業に所属する個人と自治体が契約を締結
○月4日以上、かつ、月20時間以上の勤務
○受入自治体に月1日以上滞在

対象経費 : 副業期間中に要する経費（報酬・旅費）



④ 二地域居住

福島県「ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金」

取組概要 : 移住や二地域居住の希望者または継続的な関係づくりを希望する福島県外の在住者が福島県内に滞在し、コワーキングスペース等でテレワークを行った費用等を補助するもの

対象・条件 : 福島県外在住の雇用者、法人、福島県外在住の個人事業主等

対象経費 : 宿泊費（飲食代除く）、交通費、コワーキングスペース等の施設利用料、レンタカー代（燃料代除く）

